

自民党行政改革推進本部規制改革 PT

基準認証・検査検定制度の見直し

平成 10 年 12 月 22 日

[通商産業省]

石油コンビナート等災害防止法	(自治省 参照)
----------------	----------

[厚生省]

病院等での構造設備の検査	(引続き 検討)
理容所・美容所の使用前の確認	"
クリーニング所の使用前の確認	"
食品等の製品検査	"
浄化槽の検査	"

[郵政省]

特定無線設備の技術基準適合証明	<ul style="list-style-type: none">・ JATE と TELEC の合併について検討する・ 国際ガイドラインを用いた 34 条要件の見直しについて検討する
-----------------	--

[労働省]

小型ボイラー等の個別検定	34 条限定の解除の検討
特定機械等の検査	"

[農林水産省]

農産物（米麦等）の検査	・ 早期民営化に向けて努力する
漁船の工事完成検査後の認定、登録票の検認	・ 第三者機関による認定、検認の導入を含めた検討
飲食料品、林産物等の格付け	・ 引続き検討
農機具の検定	3 者協議会を設置し、以下の項目について検討 型式検査のあり方（同一型式の緩和、項目、提出資料の削減、日程の短縮） 安全鑑定のあるあり方 補助事業、制度資金の要件 生研機構との関連について長期的に検討する

[建設省]

宅地造成工事完成検査	・ 開発許可期間の短縮化 ・ 自治体の行き過ぎた開発指導等要綱に対する是正の為のガイドライン等の検討
------------	---

[自治省]

危険物施設の完成検査及び石油コンビナート防災区域内の事業所の新設又は変更の確認	・ 認定制度の導入 ・ 消、通、労と業界との協議会の設置 ・ 高圧ガス保安協会との相互乗り入れの検討 ・ 審査の委託先の拡大の明示
消防用機械器具等（消火器、スプリンクラー等）の検査	・ 引続き検討
カーテン、じゅうたん、どん帳等の防災規制	・ 引続き検討

平成 10 年 12 月 24 日

自由民主党

行政改革推進本部

国の事務・事業の廃止民営化等について

下記の事務・事業については、以下のとおり措置することとし、それぞれ平成 13 年 1 月又は 4 月までには新体制に移行するための所要の準備を行うことを 1 月の中央省庁等改革に係る大綱の中で定めるよう、申し入れる。

大蔵省	印刷病院	独立行政法人化。 企業会計原則に基づきその収支を明確にし、その運営についての基準を明確にして合理化を進めるものとし、民営化又は他の医療機関（例えば共済病院）との統合についても検討する。
	造幣局 } 印刷局 }	独立行政法人化（国家公務員としての身分を与える法人）し、2 事業の統合を含む今後のあり方について検討する。
文部省	国立青年の家 } 国立少年自然の家 }	独立行政法人化。この場合、教職員の出向人事と関連して、その給与、退職金等身分関係について配慮するものとする。
農水省	農業者大学校 } 水産大学校 }	独立行政法人化。
	種苗管理センター } 家畜改良センター } 林木育種センター } さけ・ます資源管理センター }	独立行政法人化。あわせて、可能な限り業務の民間委託を行い、スリム化を図る。

運輸省	海技大学校 航海訓練所 海員学校	}	独立行政法人化の上、その目的、教育内容、設立されている地域の特性を尊重の上、今後、3機関の再編を検討する。
	航空大学校		独立行政法人化。
	自賠責保険		事故被害者の保護の条件等を今後検討し、その在り方を見直す。
	航空交通管制 (メンテナンス部門)		メンテナンス部門について可能な限り民間委託を行う。
郵政省	逓信病院 逓信診療所	}	逓信病院については、独立行政法人化を基本とする。この場合、郵政事業の公社化との関連において、その関係を考慮することとする。 企業会計原則に基づきその収支を明確にし、その運営についての基準を明確にして合理化を進めるものとし、民営化についても検討する。 逓信診療所については、合理化と、統廃合を進める。